

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 認定コース規程

第1条 この規程は、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会（以下「協会」という）認定コースに関することを定める。

認定コース

第2条 認定コースとはグラウンド・ゴルフの専用コースであり、別に定める認定条件に適合するものとする。

認定コースの申請

第3条 認定を受けようとする者は、以下の書類を協会に提出しなければならない。

1. コース設置者による認定コース申請書
2. コース設置都道府県グラウンド・ゴルフ協会長の認定コース申請副申書
3. コース管理運営者とその所在
4. コース所在地・見取り図及び各コースの写真
5. コース調査・視察報告書

視察者2名（1級普及指導員とする）による申請コースの調査・視察を行うこととする。（申請者は調査・視察者に対し、都道府県協会旅費規程による旅費を支払わねばならない。）

認定コースの承認と更新

第4条 認定コースの申請を受けた協会は、以下の手続きを経て申請者に対し回答する。

1. 協会のルール等委員会は、第3条により提出された書類に基づき、審査決定し、理事会に報告する。
2. 認定を受けたコースに対し、協会は認定証を授与する。
3. 認定期間は認定を受けた日より5か年後の9月30日若しくは3月31日までとする。
4. 認定料は5万円とし、新規あるいは更新毎に支払わなければならない。
5. 認定の更新を受けようとする者は、認定期間の切れる少なくとも3か月前（但し、降雪地区にあつてはそれ以前でも可）までに、協会に対し第3条に準じて更新申請をしなければならない。

認定の取り消し

第5条 以下の場合、協会は認定コースの取り消しを行う。

1. 認定コース辞退の申出があった時。
2. 認定期間中における目的変更や管理等が不相当と認められた時。
3. 認定取り消しの場合は、認定残余期間の如何に係わらず、認定料の返還はしない。

本規程の変更

第6条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

- 附 則
1. この規程は平成8年4月1日から施行する。
 2. 本規程の実施とともに、同日をもって推薦規程を廃止する。
 3. この規程は平成13年6月12日から施行する。
 4. 平成21年3月2日一部改正承認
 5. 平成22年6月2日一部改正承認
 6. 平成23年1月18日改正承認
 7. 平成24年3月7日一部改正承認
 8. 平成29年3月9日一部改正承認